

作成年月日	平成 23 年 5 月 9 日
作成部局名	災害対策支援本部事務局

東日本大震災に係る支援

- 1 東北自動車道ボランティア・インフォメーションセンターの利用状況について 資料 1
- 2 住宅からの創造的復興に向けた提案
- 人間サイズのまちづくりをめざして - 資料 2
- 3 兵庫県からの職員等派遣状況 資料 3
- 4 関西広域連合構成府県の被災地支援状況について 資料 4

平成23年5月9日

関西広域連合広域防災局（兵庫県協働推進室）

東北自動車道ボランティア・インフォメーションセンターの
利用状況について

- ・ センターの利用件数は、4月後半から連日100件を超えていたが、5月3日（火）の198件をピークに減少傾向にある。
- ・ 連休後半以降、各災害ボランティアセンターにおいては、県外も含め、ボランティアの受け入れがスムーズに行われるようになってきた。
- ・ 各災害ボランティアセンターにおける受け入れ状況の概要は、別添のとおり。

【平成23年4月20日（水）～5月8日（日）】

(1) 利用件数

	総数	4月20日(水) ～5月1日(日)	2日(月)	3日(火)	4日(水)	5日(木)	6日(金)	7日(土)	8日(日)
来所	1,083	604	79	164	68	58	31	44	35
電話	637	467	47	34	18	12	25	15	19
計	1,720	1,071	126	198	86	70	56	59	54

(2) 内容別（延べ件数）

	総数	4月20日(水) ～5月1日(日)	2日(月)	3日(火)	4日(水)	5日(木)	6日(金)	7日(土)	8日(日)
道路交通情報	724	457	52	98	34	19	20	29	15
被災地情報	198	164	3	6	4	4	4	8	5
災害VC情報	684	511	35	44	18	18	29	14	15
ボランティア活動相談	685	382	52	94	45	42	26	23	21
宿泊相談	73	50	4	9	1	2	5	1	1
施設での休養	7	3	0	0	0	1	0	0	3
その他（V保険等）	158	126	1	5	4	8	5	1	8
計	2,529	1,693	147	256	106	94	89	76	68

被災地におけるボランティア受入状況の概要 (5月8日(日)11時00分現在)

現地の状況は日々変化しています。最新の情報は各災害ボランティアセンターへお問い合わせください。

宮城県

No.	ボランティア 受入状況 : 県外可 : 県内のみ x : 受入中止	災害VC名	問い合わせ先	受付時間	主な活動内容
		気仙沼市災害VC	080-5949-7475	8:30-10:00	家屋の清掃、ドロ出し
- 2		気仙沼市本吉 災害VC	080-1696-2231	9:00～15:00	ガレキ撤去作業、仕分け (車でのご送迎をしていただける方歓迎)
		南三陸町災害VC	080-2055-1066 080-2055-0878 080-5949-7386 080-5949-7387	9:00-14:30 受付時間は、そ の日によって変 動	物資の仕分け、家財探し、清掃、仮設住宅への引っ越し 炊出し(団体メイン)
		東松島市災害VC	0225-83-5001	8:30-9:00 12:00 - 13:00	家財の撤去・ヘドロ掃除、ドロ出し 災害ボランティアセンターの運営
	x (5/9～県外可)	石巻市災害VC	0225-23-6029 (ボランティアの受 付状況に関しては 総務班に電話) (ドロ出し)0225-23- 6012、6014	9:00-14:00	ドロ出し、畳、家具の搬出、マッサージ、看護、 ヘルパー、大工
		塩釜市災害VC	080-1679-8988 080-1679-8989	8:30-12:00	ドロ出し、家財出し、洗い出し
		多賀城市災害VC	080-5949-7501	9:00-12:00	家具の片付け、掃除、ドロ出し 道路の清掃
		岩沼市災害VC	080-5949-7541 080-5949-7542	8:30-13:00 8時ごろまで に行くのが望ま しい	家の片付け、物資の仕分け
		名取市災害VC	022-784-3029	9:00-11:00	生活必需品仕分、搬入出、被災家屋・小学校・図書館の 片付け、清掃
		巨理町災害VC	県外V受付: 080-5949-7719 090-6853-1097 080-4076-1906	8:30-12:00 8時集合が望 ましい	家の片付け作業 ドロ出し ゴミ撤去
		七ヶ浜町災害VC	090-6853-4490	8:30-9:00	炊出し、ガレキ・ドロの撤去 家具移動 ボランティアセンターの環境整備、アルバム整理 仮設住宅への引っ越し
		山元町災害VC	080-5949-7720 080-5949-7724	8:00-12:00	葎ハウスや住宅のドロ出し、写真洗浄
	x (5/9～県外可)	登米市災害VC	0220-21-6310	8:30-17:15	南三陸町、気仙沼市内で支援物資の仕分 沿岸部での炊出し支援等
		仙台北部津波 災害VC	022-231-1326	9:00～16:00	ドロ出し、ガレキ撤去
		仙台南部津波 災害VC	022-390-4105	9:00～16:00	ドロ出し、ゴミ出し 避難所の掃除

岩手県

No.	ボランティア 受入状況 : 県外可 : 県内のみ x : 受入中止	災害VC名	問い合わせ先	受付時間	主な活動内容
	(要事前登録)	遠野市災害VC	0198-62-1001	8:00 ~ 16:00	沿岸部(陸前高田市、大槌町等)へバスで移動、主に泥だし、家屋清掃

福島県

No.	ボランティア 受入状況 : 県外可 : 県内のみ x : 受入中止	災害VC名	問い合わせ先	受付時間	主な活動内容
		南相馬市 (原町区)災害VC	0244-24-1877	9:00 ~ 15:00 午前中の間 が望ましい	各家庭の瓦礫撤去、ドロ出し 支援物資仕分け 津波で流された写真など思い出の品の洗浄 託児所での子供との遊び(GW中はなし)
		南相馬市 (鹿島区)災害VC	0244-46-5354	9:00 ~ 15:00 午前中が望 ましい。	ガレキの片付け、泥だし アルバム洗浄 託児所での子供との遊び(GW中なし) 災害ボランティアセンター運営
		相馬市災害VC	0244-36-7827	8:30 ~ 13:00	避難所運営補助 物資の配布、仕分け 泥かき、片付け、ガレキ撤去、家具搬出 津波で流された写真など思い出の品の洗浄
		いわき市災害救援 VC	0246-22-5501	9:00 ~ 12:00	被災家屋内での片づけ・清掃作業 災害ボランティアセンター運営
		いわき市小名浜 地区災害VC	0246-92-4298	9:30 ~ 16:00 出来るだけ、 朝早く来てほし い。午後でも 可。	泥かき 家の片付け 家具の片付け
		いわき市勿来 地区災害VC	0246-63-5055	8:30 ~ 15:00 充足次第終了 (8:00開門だ が、それ以前に 並ばないこと)	家財道具の片づけ、掃除の手伝い 支援物資の配送 海岸清掃
		新地町災害VC	0244-62-5577	9:00-12:00 (炊出希望者 は、連絡相談す ること)	住居の掃除・片付け ガレキ撤去 仮設住宅への搬入、家具組み立て
	x	会津美里町災害 VC	0242-54-2945	10:00 - 16:00	介護士の資格がある方 マッサージサービス

記者発表(資料配布)

月 日 (曜日)	担当課名	T E L	発表者名 (担当係長名)
5月9日 (月) 15:00	ひょうごボランティアプラザ	078-360-8845	所長代理 高橋 守雄 (総務調整部長 喜多山 了)

東北楽天ゴールデンイーグルス選手会からの支援について

ひょうごボランティアプラザでは、東日本大震災の被災地でのボランティア活動を支援しており、紫外線が強くなる初夏に向けて帽子を製作しました。製作費につきましては、東北楽天ゴールデンイーグルス選手会(会長 嶋 基宏)から全面的な支援を頂いています。

なお、5月13日からひょうごボランティアプラザが実施する第4回ボランティアバスでも着用する予定です。

記

1 帽子の仕様

クリームゾンレッド(楽天カラー)のキャップ型で、前面に「がんばろう東北ボランティア」、側面に「東北楽天ゴールデンイーグルス選手会」及び「兵庫県・ひょうごボランティアプラザ」のロゴ入り 1,000個

2 帽子の提供及び利用方法

次の利用者及び参加者がボランティア活動等を行う時に着用します。

- (1) 東北自動車道ボランティア・インフォメーションセンターの利用者(5月10日～)
- (2) 兵庫県や市町等が実施するボランティア活動の参加者(団体等から希望があれば在庫の範囲内で調整します。)

3 問い合わせ

ひょうごボランティアプラザ TEL 078-360-8845

平成 23 年 5 月 9 日
 関西広域連合広域防災局(兵庫県住宅政策課)

住宅からの創造的復興に向けた提案

人間サイズのまちづくりをめざして

震災から 2 ヶ月、未曾有の大災害の被災者に対し、生活の基盤となる住宅の早期・具体的な住宅復興計画を提示することが強く求められている。

被災した地方公共団体に対し、阪神・淡路大震災での対応や教訓も踏まえ、東日本大震災との相違点にも配慮した「住宅からの創造的復興」に向けた提案を行う。

なお、この提案は 4 月 14 日に公表した『復興まちづくり』への提案と連動した提案である。

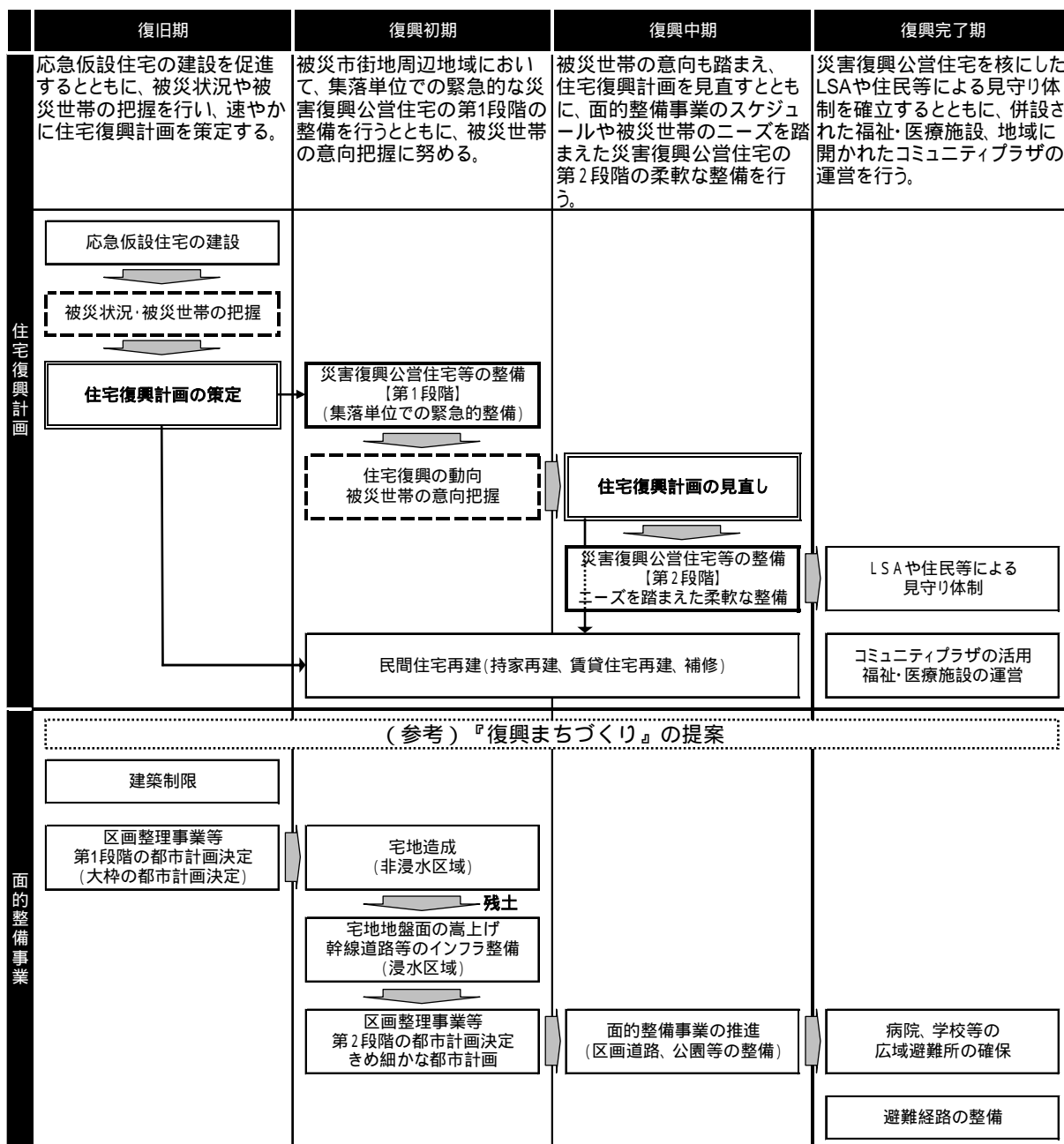
I 東日本大震災と阪神・淡路大震災との相違点

	東日本大震災	阪神・淡路大震災
地震の特徴	・プレート境界域での逆断層型の海溝型地震	・都市直下の地震
被害の特徴	・本震・余震での建物被害に加え、津波による被害が甚大 ・市街地や漁港、農村地域など地区単位での広大で面的な被害 ・津波を受けた区域では壊滅的な被害が発生	・横揺れと縦揺れが同時に発生し、本震での建物被害が甚大 ・中心市街地を中心とした帯状の被害 ・面的に被害が発生したものの、健全な建物も残り、まちの形状をとどめる
宅地被害の特徴	・臨海部を中心に全体が陥没した区域あり	・亀裂や土砂崩れはあるものの面的な被害は小
住宅種別	・中心都市を除き、持家比率が高い (仙台市を除く 3 県全体の持家：借家 = 7 : 3)	・持家・借家 = 6 : 4 ・老朽木賃住宅や老朽マンションでの被害大
被災世帯の動向	・現時点で、行方不明者が多く、既に被災世帯は周辺地域にも分散	・最終的に行方不明者は少なかった
世帯の特徴	・三世帯同居世帯率大 (3 県平均：12.3%)	・三世帯同居世帯率小 (H20：5.3%)
復興住宅用地	・被災区域内での用地確保が困難 ・分譲地はなく、開発適地も少ない	・被災市街地内に大小の遊休地あり ・周辺部には大規模な未分譲地あり

II 住宅からの創造的復興に向けた提案 (基本的な考え方)

- 被災世帯の早期・円滑な住宅復興に向けて、段階ごとに継続的な意向調査を実施し、被災世帯の多様なニーズに応える住宅復興計画の策定と柔軟な見直し、さらには住宅復興支援策の拡充に努める必要がある。
- 漁業や水産加工業、農業等の産業形態に加え、海や平地、山等の地形など、地域特性に配慮した集落単位で、人と人とのつながりを大切にしたい住宅復興に留意する必要がある。
- 被災市街地については面的整備事業を前提とした住宅復興を基本としつつ、被災世帯への早期・的確な住宅確保のために、被災集落単位でのきめ細かな災害復興公営住宅の整備を行う必要がある。
 - 第 1 段階：被災市街地周辺地域での避難施設を兼ねた災害復興公営住宅の緊急的な整備
 - 第 2 段階：面的整備事業のスケジュールや被災世帯の意向を踏まえた災害復興公営住宅の供給
- 高齢社会に向けて、地域コミュニティや福祉・医療との連携に十分に配慮した災害復興公営住宅等の整備計画を策定する必要がある。
- 地域主権、広域的な視点から、県が計画策定を主導し、市町村がその具体化を図るプロセスとし、国や地方自治体、コンサルタント、建設事業者など、全国のマンパワーを集結した支援体制を整える必要がある。

III 住宅復興のシナリオ



IV 住宅復興計画策定のフロー

(参考資料1・2を参照)

早期・円滑な住宅復興の推進に向けて、速やかに住宅復興計画を策定する必要がある。

また、大量の行方不明者がいる東日本大震災では、住宅の被害状況のみから正確な必要住宅戸数を推計することは困難であり、県外に移転した被災世帯を含め、全国に呼びかけて被災世帯の状況を把握し、被災世帯の属性や意向、置かれている経済状況等も加味して、計画を柔軟に見直す必要がある。

(1) 被災世帯の状況把握

時間の経過とともに、被災世帯は全国に広く分散するとともに、被災世帯の生活再建・住宅復興に向けた意向も変化する可能性もあるため、被災世帯の居所や意向等の情報収集を継続的に行う必要がある。

- 被災世帯の量と所在地の把握に向けた被災世帯リストの整備と全国に向

けた登録への呼びかけ

- 罹災証明や各種支援策の申請履歴、意向調査等のリストへの追加

阪神・淡路大震災での対応・教訓

- 被災世帯の全容把握ができなかったため、「避難所ヒアリング調査」や「応急仮設住宅入居者調査」を実施し、そのデータをもとに推計
- 県外被災者の要望を受け、登録制度を実施

(2) 被災世帯の生活再建に必要な住宅戸数の推計

被災世帯の生活再建に向けて必要となる最小限の住宅戸数を推計し、速やかに住宅復興計画を策定する必要がある。

- 避難所等での被災世帯の実態調査の実施（世帯の概要、被害の状況、住宅再建意向、希望する住宅種別、希望地、要望、配慮すべき事項等）
- 浸水区域図と住宅地図の照合や応急危険度判定の結果の精査による滅失住宅戸数の推計

阪神・淡路大震災での対応・教訓

- 全壊、全焼、半焼住宅の全てと半壊住宅の 1/3 を要再建住宅 125,000 戸とし、既着工の公的住宅等を除き、110,000 戸を新規に必要な住宅戸数と推計し、H7.3.9 の兵庫県議会災害対策特別委員会に「ひょうご住宅復興 3 年計画」を報告・公表（阪神・淡路震災復興計画の策定を待って H7.8 正式決定）
- 被害の全容が把握できず、後年度に推計の妥当性に関する検証に苦労

(3) 災害復興公営住宅等の段階的整備

用地不足に加え、津波による浸水区域で想定される面的整備事業や新市街地の開発等のスケジュールを考えると、必要となる災害復興公営住宅等の総量の整備にはかなりの時間を要することが考えられるため、災害復興公営住宅等については 2 段階による整備計画を行う必要がある。

- 非浸水区域や軽微な敷地整備で建設着手が可能な用地については、用地確保ができ次第、第 1 段階の集落単位での緊急的な整備計画を策定
- 被災世帯のニーズの分析や、面的整備事業・新市街地の開発等の動向を踏まえて、第 2 段階の柔軟な整備計画を策定
- 面的整備事業（区画整理事業等）区域内で災害復興公営住宅を早期に整備するための仕組みの検討が必要（時機を得た予算の確保が重要）

都市計画法第 11 条第 1 項第 8 号（一団地の住宅施設）の活用

土地区画整理事業区域内では、第 1 段階の都市計画において、避難施設となる災害復興公営住宅用地を都市計画「一団地の住宅施設」（一団地における 50 戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設）として位置づけ、従前地所有者の協力を得て、仮換地指定前に整備に着手する手法などの検討が必要である。

- 災害復興公営住宅の低層部に事務所や店舗を併設するため、再開発事業等の活用についての検討が必要

阪神・淡路大震災での対応・教訓

- 持家・借家間の移行や自力での住宅再建ができない世帯等の割合を想定
- 高齢者や低所得者等の割合が高いとし、公的賃貸住宅を整備に重点
- 中堅所得層以上には利子補給等の住宅復興支援策による自力再建や特定優良賃貸住宅等の中堅所得者用の公的賃貸住宅の供給
- 震災後、わずか9ヶ月の平成7年10月には、第一次の災害復興(賃貸)住宅の一元募集を実施

(4) 被災世帯の住宅復興課題に対応した多様な各種支援事業の創設

早期・円滑な住宅復興に向けて、被災世帯の様々な住宅復興の課題と意向を踏まえた柔軟に対応できる支援策が必要であり、そのためにも、被災自治体の裁量性のある施策を可能とする基金制度の創設が必要である。

- 基金制度等を活用した各種支援制度の早期提案・創設・拡充

阪神・淡路大震災での対応・教訓

- 阪神・淡路大震災復興基金(9,000億円規模)を創設し、県の各課が担当窓口となり、市町の要請により各種支援事業を創設
- 施策の隙間を埋めながら制度の追加・拡充に努力(当初37施策 47施策に拡充)
- 制度が多岐にわたり複雑で分かり難いとの批判を受けた

(5) 継続的な意向調査と柔軟な計画の見直し

時間の経過とともに、被災世帯の住宅復興に向けての意向や課題は変化する可能性もあり、柔軟で的確な復興住宅の供給計画の見直しが必要である。

- 継続的な意向調査とそれに基づく柔軟な住宅復興計画の見直し

阪神・淡路大震災での対応・教訓

- 「応急仮設住宅入居者実態調査」や「災害復興(賃貸)住宅入居希望者登録調査」を踏まえて、H8.8に「ひょうご住宅復興3カ年計画」を改訂
- 当初、民間供給は望めなかったが、その後、分譲マンションや賃貸住宅の供給が急速に進み、被災マンションの再建者が購入に乗り換えたり、災害復興準公営住宅への入居が進まない等のミスマッチが発生

V 各種住宅復興支援策の提案

震災からの復興を単なる復旧にとどめず、将来に向けた創造的な復興となるよう留意し、防災性の向上や高齢社会への備え等の総合的な課題と個々の被災世帯の課題に対応したきめ細やかな支援策が必要である。

(1) 総合的施策

住宅整備を総合的まちづくり事業としてとらえ、将来を見据えた各種の創造的な事業展開に取り組む必要がある。

防災性の向上

- 避難路の確保や避難経路に配慮した計画的な住宅整備
- 避難路への夜間非常照明付誘導灯などの整備
- 浸水区域での住宅の中高層化による屋上避難施設の確保

高齢者・障害者への配慮

- NPO や住民団体による地域見守り活動や被災世帯への支援活動の展開
- バリアフリー化やユニバーサルデザインの標準化
- 福祉・医療との連携体制の強化

住民参加を支える仕組み

- 住民の交流の拠点となるコミュニティプラザ(地域に開かれた集会所)の整備
- 住民の相談に応じるコンサルタント派遣制度の充実と活動拠点の設置

産業施策との一体化

- 地場産業・産品・産材の活用や住宅整備を通じた雇用の場の確保
- 全国の建設関係者を挙げての住宅供給体制の確立
- 住宅整備に伴う大量の資材を仮置きするためのストックヤード等の確保

(2) 災害復興公営住宅等の整備方策

大量の災害復興公営住宅等の整備を早期・円滑・効率的に進めるための組織体制の強化や被災世帯の立場に立った募集・入居・管理の仕組みが必要である。

災害復興住宅供給協議会の設置による情報の共有化・協力体制の構築

- 国、県、市町村、UR、住宅金融支援機構、住宅供給公社等による情報の共有化や協力体制の構築

一元的な募集・入居・管理の仕組みづくり

- 募集方法の明確化や書式の標準化、遠隔地への避難世帯に対する配慮
- 入居世帯の選定基準やルールの明確化
- 家賃設定や家賃低減策の検討
- 福祉・医療との連携ルールの設定

効率的な供給体制の確立

- 設計や部材の標準化及び建設資材の共同購入
- 民間の技術力やノウハウの活用
- 借上・買取制度を活用したURや民間による事業代行

(3) 民間住宅整備への支援

被災世帯の住宅復興に向けた課題は多様であり、住宅金融支援機構とも連携し、復興基金等を活用した自由度の高い各種支援策を用意することが重要となる。

持家住宅への支援

- 住宅建設・購入世帯への利子補給制度や低利融資制度
- 高齢者等のローンを組めない世帯を対象とした補助金制度
- ダブルローン対策(返済期間の延長とその間の利子補給)
- 民間賃貸住宅再建への建設費補助制度や利子補給制度
- 民間賃貸住宅入居世帯への家賃補助制度
- 面的整備事業対象世帯の自己負担金に対する特別融資制度
- 各種相談業務体制の確立

共同住宅再建への支援

- 被災マンション再建のための建設費補助制度や利子補給制度

- 住宅の共同・協調再建のための建設費補助制度や利子補給制度
 - コンサルタント派遣制度
- 持家補修への支援
- 再利用が可能な住宅のための持家補修助成制度
 - 建築士会との連携による建築士派遣制度

(4) まちづくりと連携した住宅整備

安全・安心なまちづくりに向けて、被災地内の限られた復興住宅用地を有効に活用し、まちづくりとの連携による住宅整備を進める必要がある。

災害復興公営住宅等の避難施設化

- 災害復興公営住宅等の屋上避難施設化
- 避難時間を考慮した災害復興公営住宅等の計画的配置

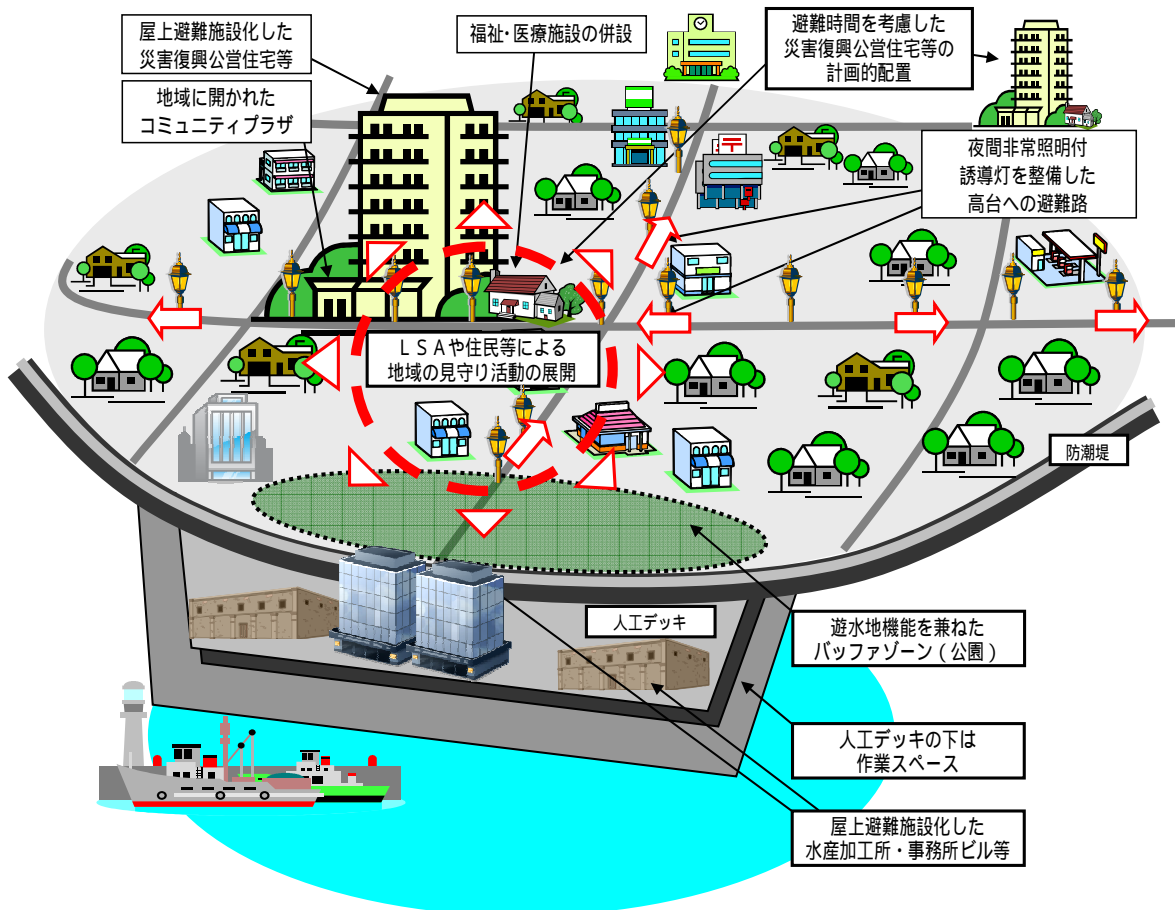
災害復興公営住宅等の地域交流活動拠点化

- 災害復興公営住宅等へのコミュニティプラザの標準設置
- 災害復興公営住宅等を活用した地域の見守り活動の展開

災害復興公営住宅等の福祉・医療拠点化

- 災害復興公営住宅等への福祉・医療施設等の併設
- シルバーハウジングの整備とL S Aの配備

まちづくりと連携した災害復興公営住宅等の整備のイメージ



ひょうご住宅復興3カ年計画策定経過

